

令和5年8月24日

南陽市長 白岩 孝夫 殿

南陽市上下水道審議会  
会長 菅野 直彦

南陽市水道料金の改定について

1月23日、当審議会に対し諮問されたので、南陽市水道料金の改定について、別紙のとおり答申いたします。

## 南陽市水道料金の改定について

本市の水道事業は、昭和 42 年の発足後、発展する市勢に比例して増加する水道需要に対応すべく、水源確保と給水網の整備に努め、事業規模を拡大してきた。

市内のほぼ全域が給水区域となった昭和 60 年代以降、経営状況は概ね良好に推移してきたが、少子高齢化や生産者人口の市外流出など人口構成の変化に伴い、水道需要は縮減傾向にあり、事業発足から 50 余年が経過し老朽化しつつある施設設備の更新に加え、近年多発する自然災害に備えた強靱化にも新たな投資を要することから、今後の事業経営は相当の厳しさが予想される。

これは本市に限った問題ではなく、県内の水道事業者においても共通した問題として認識されており、解決策として、広域連携を推進して経営基盤を強化すべく、県内を 4 圏域に分けて検討が始められているが、本市の属する置賜圏域においては、東西地域で水源域が異なる地理的要因や、水道の有り方に対する行政対応の相違から、具体的な進展にはなお時間を要することが想定されるため、当面は単独経営を前提として事業を安定的に維持しなければならない。

その様な中、本市の水道用水の供給元である県営置賜広域水道が、令和 10 年度に給水価格の引上げを予定している。水道事業の中期経営計画を定めた南陽市水道事業経営戦略では、水道需要量の予測も踏まえてまとめた経営見通しとして、採り得る経費削減と合理化を実施しても、現在の水道料金水準のままでは収支の逆転が避けられず、料金水準の引き上げによって対応せざるを得ないことを想定している。

本市の水道料金は、昭和 42 年の発足時より、用途によって異なる基本水量と基本料金を定める「用途別料金」を採用しているが、この料金体系は、水道の普及拡大期に家庭用生活水を低廉化して水道普及を進め、社会的な衛生環境の改善を果たすことを目的とした当時の社会事情に基づいて設計されており、水道が広く普及した現在、新たな費用負担を利用者に求めるうえで、公平性の面から広く理解を得ることが難しいと考えられるため、既に全国で 6 割の水道事業者が採用し、現在の料金体系の主流となっている、水道メーターの口径に応じて基本料金を定める「口径別料金」に改め、公平性を確保したうえで、将来の料金水準の引き上げに臨むため、本審議会に「水道料金の改定について」諮問がなされた。

そこで、本審議会は水道事業経営戦略に示される今後の収支見通し、並びに水道料金の改定によって利用者に及ぼす影響について質問や意見交換を行い、検討した結果、以下のとおり答申する。

### 1. 始めに

この度の料金改定が意味するところは、水道料金の水準について議論を行うことではなく、本市の現状と将来に則した、より公平性の高い料金体系に移行することで、水道事業の持続的な発展を図るため、当審議会に対して求められた意見を述べるものである。

## 2. 水道料金改定の必要性について

現行の用途別料金は、用途毎に定めた月あたりの基本水量に、1 m<sup>3</sup>あたり 220 円を乗じて、基本料金として課している。基本料金は、団体用第二種を除いて、家庭用途は 8 m<sup>3</sup>分、それ以外は 15 m<sup>3</sup>以上相当分と差をつけて設定することで、家庭用途の料金を低廉化し、一般家庭への水道普及に寄与してきた。

現在、水道は広く普及しており、産業構造の変化もあって、家庭用途が給水件数の 9 割を占めるに至っている。家庭用途が基本料金収入に占める割合も 7 割を超える一方、家庭用途以外の用途の水道需要は減少しており、半数を超える使用者が、月の使用水量は基本水量以下となっている。

また、家庭用途の中でも、核家族化や単身世帯の増加など家族構成の変化によって、約 3 割の使用者は、月の使用水量が基本水量を下回っている。

水道需要が高く、基本水量を越えて消費している使用者は、超過料金の単価が基本水量 1 m<sup>3</sup>あたりの実質単価と同額であるので 220 円/m<sup>3</sup>を越える負担が無い一方、基本水量を下回る使用者は、実際の需要量以上の料金を負担していることになるため、現在の料金体系は、需要実態に対する公平性の面で難があると考えられる。

水道事業経営戦略においては令和 11 年度に料金水準の引き上げが想定されているが、全ての使用者に安全安心な水道水を安定して供給できる施設と設備を維持し続けるために、必要に応じた料金水準の確保はやむを得ないものと判断するが、受益者負担の原則に則り、需要実態に応じた料金制度によってなされるべきである。

加えて、水道事業広域化を検討する置賜圏域において、本市に隣接する水道事業者は全て口径別料金を採用していることから、生活や経済活動に直結する、これからの水道行政に対する住民の理解を深める上でも、料金体系の相違は速やかに解消されることが望ましい。

## 3. 口径別料金体系の料金案について

料金体系の変更が利用者にも与える影響を精査した。

この度の料金改定案は料金制度の移行が主目的とされ、給水収益が変わらないよう調整された価格として提示を受けたが、小口径で水道需要の低い使用者の負担が現行料金に比べて軽減される一方、大口径の水道メーターを用いる使用者は、実際の水道需要に関わらず負担加重が高くなることに懸念が示され、委員全員の意見として、料金制度の移行によって生じる負担の増加割合を低減するよう、再検討を求めた。

改めて提示された修正料金案は、一部の特異な事例に限り、負担上昇割合が 10% を超える使用者が生じるが、その上限は 20% を下回るよう抑制されている。また、水道需要が現行用途別料金の用途別基本水量を越えている利用者の負担上昇割合は 10% 未満に収まっており、その大部分は 2% 未満である。水道需要が現行用途別料金の用途別基本水量を下回る利用者は一部を除いて負担軽減となり、全使用者 12,922 件中 7,947 件が該当する。

これらを総合して判断した結果、修正料金案は受益者負担の原則に則った料金設定であると評価する。また、地域の要となる集会施設に対する料金を独立して設ける提案について、コロナ禍を脱し、地域活動を再び活性化させる一助となるものと評価する。

なお、料金改定にあたっては、次の附帯意見に留意いただきたい。

#### 4. 付帯意見

(1)市民に対し、十分な制度周知期間を設け、料金改定の趣旨と内容、今後の料金水準の引き上げ予定を判りやすく説明するとともに、負担上昇割合の大きい利用者については個別に丁寧な説明を行うこと。

(2)水道料金の改定によって生じる収益の減収分は、可能な限り経費削減に努めて解消を図ること。

#### 5. 水道料金表

(現行)

種別	用途	使用料（1カ月につき）				
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金	
専用栓	家庭用	8 m <sup>3</sup>	1,760 円	1 m <sup>3</sup> まで毎	220 円	
	団体用	第一種	15 m <sup>3</sup>	3,300 円	同上	220 円
		第二種	5 m <sup>3</sup>	1,100 円	同上	220 円
	学校用	100 m <sup>3</sup>	22,000 円	同上	220 円	
	工業用	200 m <sup>3</sup>	44,000 円	同上	220 円	
	営業用	第一種	15 m <sup>3</sup>	3,300 円	同上	220 円
		第二種	150 m <sup>3</sup>	33,000 円	同上	220 円
	湯屋用	200 m <sup>3</sup>	44,000 円	同上	220 円	
	臨時用	1 m <sup>3</sup>	220 円	同上	220 円	
共用栓	家庭用	8 m <sup>3</sup>	1,760 円	同上	220 円	
私設消火栓	演習用			10 分間	4,400 円	

(改定案)

##### (1)基本料金

区 分	1 カ月につき
メーター口径 13mm	1,675 円
メーター口径 20mm	1,705 円
メーター口径 25mm	1,855 円
メーター口径 30mm	1,930 円
メーター口径 40mm	2,090 円
メーター口径 50mm	2,320 円
メーター口径 75mm	3,080 円
メーター口径 100mm	4,140 円
地域集会施設	1,090 円

##### (2)従量料金

水量区分	1 m <sup>3</sup> につき
使用水量 1~8 m <sup>3</sup>	10 円
使用水量 9 m <sup>3</sup> ~30 m <sup>3</sup>	220 円
使用水量 31 m <sup>3</sup> 以上	228 円

##### (3)私設消火栓

種 類	10 分毎に
演習用 1 栓	4,400 円

## 6. 審議の経過

審議会	開催日程	主な説明と審議内容
第1回	令和5年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会設置趣旨説明</li> <li>・ 正副会長選出</li> <li>・ 審議会日程説明</li> </ul>
第2回	令和5年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道事業経営戦略（事業概況と経営計画）説明</li> <li>・ 用途別料金の現況説明</li> </ul>
第3回	令和5年4月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道料金改定原案の説明</li> <li>・ 改定原案と近隣・類似団体との比較検討</li> <li>・ 改定原案適用時の利用者影響検討</li> </ul>
第4回	令和5年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道料金改定修正原案の説明</li> <li>・ 修正原案適用時の利用者影響検討</li> <li>・ 修正原案適用時の経営影響検討</li> <li>・ 修正原案と近隣・類似団体との比較検討</li> </ul>
第5回	令和5年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申書の審議</li> </ul>

## 7. 南陽市上下水道審議会名簿

氏名	役職	委員区分	備考
菅野 直彦	南陽市商工会 会長	2号委員	会長
丸森 周平	赤湯温泉旅館協同組合 代表理事	3号委員	副会長
松田 卓也	公認会計士・税理士	1号委員	
竹田 耕平	南陽市地区長連絡協議会 会長	2号委員	R5.4.20 から
小関 武智			R5.3.20 まで
島津 善衛門	南陽市議会産業建設常任委員長	2号委員	
黒沼 仁	株式会社東新 専務取締役	3号委員	
山田 久代	南陽市消費者の会 監事	3号委員	

以上